

り災証明書の手続きは済んでいますか

風水害、地震等の自然災害により現に居住している家屋が被害を受けた場合、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」など被害の程度を証明するものです。支援の手続きをするのに、**り災証明書を必要とする場合がたくさんあります。**

●申請に必要なもの

- 身分証明書（免許証など本人確認ができるもの）／ 代理人が申請する場合は、委任状
※現地調査や保険等請求の手続きに、被災状況の写真が必要となる場合もありますので、写真を残しておくことをおすすめします。

被災証明書が必要な場合もあります

風水害、地震等の自然災害による店舗や事務所、物置、カーポート、農林水産施設などの被災の事実を証明するもので、損害保険の請求などに使います。

●申請に必要なもの

- り災証明書に必要なものに加え、被災状況が確認できる写真

り災証明書、被災証明書の受付窓口

- 一般住宅等 … 福祉課（☎ 41-2663 ☒ 41-2664）
- 店舗等 … 産業振興課（☎ 41-2762 ☒ 41-2751）
- 農林水産施設 … 農林水産課（☎ 41-2754 ☒ 41-2756）

災害義援金について

被災された皆さんの生活支援や再建のために、市内外の多くの方から災害義援金が寄せられています。皆さんにお渡しできる準備ができましたら、該当する方へ必要書類をお送りします。

★このチラシで紹介している制度以外にも利用できる制度がある場合があります。詳しくは災害相談窓口やコールセンターにお問い合わせください。

災害相談窓口を利用してください

「り災証明書」「被災証明書」の申請受付や被災に関する見舞金・支援金の受付、市税の減免などの支援制度を案内しています。

- 開設日 平日（8月は土・日、祝日を含む毎日。9月は未定です）
- 時間 午前9時～午後6時
- 場所 大牟田市企業局講習室（企業局3階）

電話での問い合わせは、**コールセンター**へ ☎41-2558

※聴覚に障害のある人についてはこちらまで。 ☒ 41-2664

- 事業者に対する支援・相談 … 産業振興課（☎ 41-2762 ☒ 41-2751）
- 農業・林業・漁業に対する支援・相談 … 農林水産課（☎ 41-2754 ☒ 41-2756）
（事業者・農林漁業の休日相談は、8月10日頃までの予定）

令和2年7月豪雨災害で被災された皆様へ

さまざまな支援制度をご案内します

7月6日からの記録的な豪雨により被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。被災された皆様が一日でも早く元の生活に戻れるよう、国、県、市の支援制度をご活用ください。

1. 見舞金など

り災証明書で被害の程度が確認できます

全壊 / 大規模半壊 / 半壊 / 準半壊 / 準半壊に至らない（一部損壊）

← 大きい → 小さい →

大牟田市災害見舞金

■受付・問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 ☒ 41-2664

- り災証明書（準半壊以上または床上浸水）で支給。金額は被害の程度によらず一律。世帯員1人につき5,000円が上乗せされます

- ▶ 対象 住宅が準半壊以上または床上浸水した世帯。1カ月以上の治療を要する重傷者。
- ▶ 支給額 ・ 住宅（一律）… 1世帯あたり3万円（世帯員1人につき5,000円上乗せ）
・ 重傷者（1カ月以上の治療を要する場合）… 1人あたり3万円

※住民登録していない場合は金額が異なります。

福岡県災害見舞金

■受付・問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 ☒ 41-2664

- り災証明書（半壊以上または床上浸水）で支給。金額は被害の程度によって決定。世帯主のみに支給されます（1人世帯は半額）

- ▶ 対象 住宅が半壊以上または床上浸水した世帯。1カ月以上の治療を要する重傷者。
- ▶ 支給額 ・ 全壊：10万円 / 半壊：5万円 / 床上浸水：3万円
・ 重傷者（1カ月以上の治療を要する場合）… 1人あたり10万円

※住民登録していない場合は金額が異なります。

くらし支援金（市独自支援）

■受付・問合せ 市民生活課 くらし支援金担当 ☎41-2651 ☒ 41-2621

- 災害見舞金に上乗せして支給されます

- ▶ 対象 大牟田市災害見舞金の対象となる世帯
- ▶ 支給額 1世帯あたり10万円

生活移動手段支援金（市独自支援）

■受付・問合せ 市民生活課 生活移動手段支援金担当 ☎41-2651 ☒ 41-2621

- 自動車を廃車した人へ支給されます

- ▶ 対象 被災時に住民基本台帳が本市にあった人
- ▶ 対象自動車 豪雨災害の被害により廃車した自動車（※1）で、申請者が所有または、使用しているもの（※2）

（※1）自動二輪車、原付バイクおよび事業用の自動車は対象外です。

（※2）申請者と同一世帯の世帯員が、所有または使用している自動車も対象です。

- ▶ 支給額 1台あたり5万円（1人1台）

※必要書類 支援金申請書、本人確認書類のほか、被害車両に関する証明書等が必要となります。詳しくは問い合わせるか市のホームページを確認してください。



2. 住宅支援など

被災住宅の応急修理

■受付・問合せ 建築住宅課 ☎41-2787 ☎41-2795

- **り災証明書（準半壊以上）などで適用。また、10万円の工事分を上乗せで市独自で支援します**

▶ **対象の工事** 居室や台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分

▶ **応急修理の限度額**

- ・大規模半壊または半壊の場合 … **1世帯あたり59万5,000円**（消費税込・上限）
- ・準半壊の場合 … **1世帯あたり30万円**（消費税込・上限）

※市が修理した事業者へ支払います。また、対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります（ただし、市独自で一律**10万円**を追加で支援）。

※ **必要書類** 応急修理申込書や修理見積書ほか、さまざまな書類が必要となります。詳しくは問い合わせるか市のホームページを確認してください。

★建築住宅課では、「被災者住宅支援窓口」を設置し、被災住宅の応急修理や市営住宅の一時提供などの相談にも応じています。

被災家屋等の解体・撤去

■受付・問合せ 環境業務課 ☎41-2723 ☎41-2733

- **り災証明書（半壊以上）で、住宅・中小企業等の事務所等を解体・撤去を支援します**

▶ **対象** 半壊以上の家屋、市の認定調査で解体が必要と認められた中小企業等の事務所等

▶ **内容**

【公費解体】 … 損壊した家屋等を、申請に基づき市が所有者に代わって解体・撤去します。

【費用償還】 … 損壊した家屋等を、自費で解体・撤去された方に対して、申請に基づき解体・

【自費解体】 撤去に要した費用を償還します（金額に上限あり。また、自費解体される場合は、必ず事前に市に相談してください）。

※ **必要書類** 申請書、り災証明書、身分証明書などの書類が必要となります。

詳しくは環境業務課へ問い合わせてください。

※制度に関する詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

被災者生活再建支援金

■受付・問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 ☎41-2664

- **り災証明書（「大規模半壊以上」または「半壊し、やむを得ず解体」）などで支給されます**

▶ **対象** 全壊、半壊によるやむを得ない住宅の解体、大規模な補修が必要となった世帯

▶ **支給額** ①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

・全壊、半壊解体：100万円 / 大規模半壊：50万円（解体した場合は100万）

②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

・建設、購入：200万円 / 補修：100万円 / 賃借（公営住宅以外）：50万円

※単身世帯は金額が異なります

※他にも、生活の立て直しなどのために資金を貸し付ける「災害援護資金貸付」の制度や県内で住宅を再建するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子相当額を補助する制度があります。詳しくは福祉課まで問い合わせてください。

3. その他支援

各制度にはさまざまな条件があるため、事前に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。



ホームページ

住宅に運ばれた土石、竹木等の除去

- **住宅に運ばれた土石、竹木等の除去**

災害救助法に基づき、住宅に運ばれた土石、竹木等の除去を支援します（事業者に依頼する前に必ず相談を）。

☎ 土木管理課 ☎41-2788 ☎41-2795

税の減免や猶予など

- **市県民税の減免**

「り災証明書」等の交付を受けたとき、市県民税の一部を減免します。

☎ 税務課 市民税担当 ☎41-2608 ☎41-2552

- **固定資産税・都市計画税の減免**

「り災証明書」等の交付を受けたとき、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。

☎ 税務課 固定資産税担当 ☎41-2609 ☎41-2552

- **国民健康保険（国保）税および医療費の自己負担の減免**

- **後期高齢者医療（後期医療）保険料および医療費の自己負担の減免**

「り災証明書」等にもとづき、国保税の一部や後期医療保険料の一部および医療費の自己負担分の一部を減免します。

☎ 保険年金課 国保担当 ☎41-2606 ☎41-2552

後期医療担当 ☎41-2665 ☎41-2552

- **国民年金保険料の免除**

「り災証明書」等にもとづき、国民年金保険料が免除される場合があります。

☎ 保険年金課 国民年金担当 ☎41-2607 ☎41-2552

大牟田年金事務所 ☎52-5294 ☎51-6849

- **市税の納税の猶予**

災害により市税を一時に納付することができない場合、一定期間、徴収を猶予します。

☎ 納税課 ☎41-2600 ☎41-2621

- **介護保険料および介護利用者負担の減免**

「り災証明書」等にもとづき、介護保険料の一部および介護サービス利用者負担の一部を減免します。

☎ 福祉課 介護保険担当 ☎41-2683 ☎41-2662

就学支援

- **就学援助**

被災された児童生徒の保護者等に対して、公立小中学校の就学に必要な学校給食費や学用品費などの援助を行います。

☎ 教育委員会事務局 学務課 ☎41-2866 ☎41-2862

ごみ・消毒・公共料金など

- **災害ごみの処理**

災害ごみについては問い合わせてください。

☎ 環境業務課 ☎41-2723 ☎41-2733

- **家屋の消毒**

浸水家屋の床下や家屋周りを中心に、消毒液を散布します。 【申込専用電話】 ☎41-2615

☎ 保健衛生課 ☎41-2669 ☎41-2675

- **水道料金・下水道使用料の減免**

自宅の「り災証明書」・店舗等の「被災証明書」の交付を受けたとき（減免の申請は不要）。

☎ 企業局お客様センター ☎41-2841 ☎41-2848

- **し尿処理手数料の減免**

自宅の「り災証明書」・店舗等の「被災証明書」の交付を受けたとき（減免の申請は不要）。これ以外の人についても、別途減免措置を実施します。

☎ 環境業務課 ☎41-2720 ☎41-2733

事業者の皆様へ

- **中小企業等復旧支援事業費補助**

豪雨災害によって被害を受けた中小企業等を対象に、復旧に要した経費の一部助成を予定しています。制度の詳細は、確定次第『広報おおむた』等で周知いたします。

被害の状況が確認できる写真や復旧の際に発生した書類（契約書や領収書など）は、申請時に必要となりますので保管をお願いします。

- **新型コロナ関連事業者支援金の申請受付期間延長**

「感染拡大防止協力事業者支援金」「飲食店等家賃支援金」の申請受付期間を8月31日まで延長します。

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724 ☎41-2751